

# 舞鶴市議会議員定数及び報酬に係る 協議経過・結果報告書

令和8年5月

舞鶴市議会

# 舞鶴市議会議員定数及び報酬に係る協議経過・結果報告書

## ～ 目 次 ～

1	はじめに	2
2	議員定数に係る結論	3
3	議員報酬に係る議論の状況	4
4	議員定数及び報酬に係る議論の経過	5

---

※ 議論に用いた資料等は、別添「参考資料」を参照してください。

### ≪資料掲載内容≫

- 1 舞鶴市議会の議員定数、議員報酬、手当等の沿革
- 2 舞鶴市議会の議員定数に係る変遷
- 3 舞鶴市議会の議員報酬の変遷
- 4 舞鶴市議会の手当等の変遷
- 5 類似団体との比較
- 6 位置及び地勢、市域の数位、地区別人口
- 7 将来予測、市政の方向性
- 8 舞鶴市議会の活動状況
- 9 議会活動の見える化に関する調査結果
- 10 議員定数に関する意見交換会
- 11 舞鶴市議会基本条例（抜粋）
- 12 舞鶴市特別職報酬等審議会の答申（写）

## 1 はじめに

舞鶴市議会では、平成30年に議会基本条例を制定し、これまでも増して公正性及び透明性を高めるとともに、「市民に開かれた議会」、「議会機能の充実」及び「効率的・効果的な議会運営」を実現するための取組に邁進することにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすことを市民の皆さんにお約束しています。

また、議会基本条例の第3条では議会の活動の原則、第4条では議員の活動の原則を定め、これに沿った議会活動・議員活動を行うとともに、議会基本条例の理念の実現に向けた活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期4年間における「第21期舞鶴市議会基本条例実行計画」を策定し、具体的な検討事項や取組を定めて活動しています。

議員の定数及び報酬の在り方に関する検討については、議会基本条例の第23条に、「市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする」と定めていることを踏まえ、実行計画においても検討することを定めています。

議論は、議会運営委員会を中心に行うこととし、令和8年11月には、舞鶴市議会議員一般選挙が予定されているため、その約1年前となる令和7年中に、舞鶴市議会の議員定数及び報酬の結論を出すこととして、市民の皆様との意見交換会、議員の活動量調査を含めた客観的なデータに基づき、様々な議論を重ねてまいりました。

議員定数については、令和7年12月に結論を出しましたが、議員報酬については、議員定数の結論を踏まえて、再度検討することとし、中間報告書として取りまとめて公表していました。

その後、議員報酬に関する議論を重ね、結論を出しましたので、議員定数及び議員報酬に関する最終報告書として取りまとめたものです。

近年、人口減少や自治体財政の厳しい状況を踏まえ、地方議会議員の定数は多く、議員報酬は高いとの意見もあります。しかしながら、地方自治の仕組みである二元代表制の下、その一翼を担う議会の役割や機能は大変重要であり、選挙で選ばれた議員は、住民の意見を聞き、その代表として、住民の負託に応える責務を持っています。

議員定数及び報酬の結論は、今後の議会の姿を見据えた舞鶴市議会の決意であり、議会基本条例の実現と、さらなる住民福祉の向上、舞鶴市の発展を目指し、取り組んでまいります。

舞鶴市議会議長 肝付 隆治

## 2 議員定数に係る結論

人口減少や財政状況等を踏まえ、削減することは、やむを得ないが、削減ばかりでなく、活動の内容・質を求める意見もあることや、市民の声を反映させる機能が低下することも懸念されることから、最小限の削減とし、1人減の24人が適当である。

議員定数については、市民の皆様との意見交換会において、削減の方向性の意見が多く出され、議会運営委員会における議論でも、同様の傾向がありました。

議論の過程では、以下のような論点・観点がありました。

- 類似団体との比較
- 本市の現状及び将来予測
- 委員会における十分な審査に必要な人数と委員会数
- 人口減少に伴う歳入の減少と議会費との関係
- なり手不足と議員報酬との関係
- 議会・議員が果たすべき役割や機能と定数との関係
- 採決における可否同数の想定と定数との関係

議論を繰り返し、合意点を模索する中で、「現状維持」「1人削減」「3人削減」の意見に集約されましたが、全会一致での結論を得ることはできませんでした。

このことから、議員提案による議案として、議員定数を「1人減の24人」とする条例改正案と、「3人減の22人」とする条例改正案が提出され、令和7年12月定例会において審議し、「1人減の24人」とする条例改正案が、賛成多数で可決されました。

このような経過を経て、舞鶴市議会としての結論は、「1人減の24人」となりました。

「1人減の24人が適当」とする意見の概要は、次のとおりです。

- 各地方議会で議会改革の取組が積み重ねられる中、定数削減を求める声から、議会機能の維持・強化など、議会活動の中身や質を求める声へと変わってきている。  
舞鶴市議会においても、議会基本条例に基づき、各議員の活動が市勢の発展につながるよう取り組んでいるところであり、拙速に定数削減を行うべきではないが、一方で、人口減少や財政状況に応じた議会の規模にしていく必要性も承知しており、そうしたことを踏まえて、定数削減は、最小限に留めるべきである。
- 議員は、市民から、調査・審査能力や、市民の負託に対する自覚、議員としての役割を果たす努力を惜しまず活動しているかを問われており、議員が減ることで、市民の声を取り入れる機能が下がってしまうことを懸念する声もある。  
市民の声を市政に反映させることが議員の最も重要な役割であり、安易に定数削減することだけがよいとは限らず、急激な削減は、議案審査にも影響が出ることが懸念されることも踏まえ、1人減の24人が適当である。
- 市民の声を市政に反映させていくための議員定数は確保する必要がある一方で、人口減少や、それに伴う市税収入の減少が見込まれる中、一定の削減は、やむを得ない。  
ただ、一度に多くの人数を削減することには、様々な懸念もあることから、まずは、1人減の24人とすることが適当である。

なお、市民の皆様との意見交換会では、「議員の活動が見えない」との意見が複数出されていたことから、今後も、議会活動・議員活動の「見える化」に努めてまいります。

### 3 議員報酬に係る結論

舞鶴市特別職報酬等審議会の答申を踏まえるとともに、議員のなり手不足対策や、多様な人材の参画などの観点から議論し、今後、増額の検討も必要であるものの、現時点においては、現行の報酬額（議長：57万円、副議長：48万円、議員：44万円）が適当である。

議員報酬については、第三者の意見を取り入れる手法として、舞鶴市特別職報酬等審議会に諮問することとし、その答申も踏まえて、議会としても議論してきました。

舞鶴市特別職報酬等審議会からの答申では、「現行の額が適当」とされましたが、その答申は、議員定数を現行の25人として審議されたものであること、議員定数を削減する方向であること、物価高騰や議員のなり手不足対策などを考慮して議論した結果、現時点においては、「現行の額が適当」との結論に至りました。

議論の過程では、以下のような論点・観点がありました。

- 舞鶴市特別職報酬等審議会の検討結果
- 現在の活動量及び活動内容と報酬との関係
- 類似団体との比較
- 本市の現状及び将来予測
- 平成8年から報酬が改定されていない現状と物価高騰
- 人口減少に伴う歳入の減少と議会費との関係
- 議会・議員が果たすべき役割や機能と報酬との関係
- 議員のなり手と報酬との関係

いずれにおいても、各会派における議論、議会運営委員会における議論などを繰り返すとともに、舞鶴市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、適正な議員報酬について検討し、結論を導いたものです。

なお、地方自治において重要な役割を果たす議会の議員には、多様な人材の参画が必要であり、議員を志す人を増やす観点では、議員報酬が生活給的な側面を持つため、特に若い世代においては、議員として活躍するための安定した基盤は重要であると考えます。

その意味から、今回の議論の過程においては、議員の活動量も踏まえ、議員報酬の適正な額を早期に検討していくことが必要であるとの意見で、概ね一致しています。

また、舞鶴市特別職報酬等審議会の答申においては、近年の急激な物価高騰など、その時々々の社会情勢や他市の動向を適切に反映させるために、次回の審議会は、2、3年後に開催するべきとの要望があることから、その機会に、議会の意見を伝えることも視野に、早い段階から議論を始めることを申し送ります。

## 4 議員定数及び報酬に係る議論の経過

令和8年11月に舞鶴市議会議員一般選挙が予定されていることから、議会運営委員会において、舞鶴市議会基本条例第23条の規定にある「議員の定数及び報酬」を重点的に議論することとし、舞鶴市議会議員一般選挙の1年前（条例改正が必要な場合は、令和7年12月定例会で議決）を目途に、慎重に議論してきました。

議員定数については結論を出しましたが、議員報酬については、現在も議論が継続しており、できる限り早く結論を出したいと考えています。

### 第1回 令和6年12月4日（水） 議会運営委員会を開催

- ・ 議会運営委員会における最重要の検討事項として、「議員の定数及び報酬」を位置づけ、慎重かつ十分に議論していくことを確認

### 第2回 令和6年12月23日（月） 議会運営委員会を開催

- ・ 定数及び報酬の結論を出すために、どのような調査等の取組を行うべきかについて協議

### 第3回 令和7年1月16日（木） 議会運営委員会を開催

- ・ 定数及び報酬の結論を出すために、どのような調査等の取組を行うべきかについて協議し、その内容とともに、令和7年11月を目途に結論を出す方針を決定

### 第4回 令和7年2月3日（月） 議会運営委員会を開催

- ・ 定数及び報酬の結論を出すための取組とスケジュールについて協議して決定
- ・ 議員の活動量調査について協議し、実施方法等を決定

### 第5回 令和7年2月18日（火） 議会運営委員会を開催

- ・ 議員の活動量調査について協議

### 第6回 令和7年4月7日（月） 議会運営委員会を開催

- ・ 定数に関する市民意見の聴取方法について協議
- ・ 報酬について、舞鶴市特別職報酬等審議会に諮問いただくよう市長へ依頼することを決定

### 第7回 令和7年4月21日（月） 議会運営委員会を開催

- ・ 定数に関する市民意見の聴取方法について協議
- ・ 議論の参考とするための「定数と報酬の類似団体との比較資料」を確認

### 第8回 令和7年4月30日（水） 議会運営委員会を開催

- ・ 定数に関する市民意見の聴取方法について協議し、市民との意見交換会を開催する方向性を確認

### 第9回 令和7年5月16日（金） 議会運営委員会を開催

- ・ 定数に関する市民との意見交換会について協議し、実施要領を決定

### 第10回 令和7年5月26日（月） 議会運営委員会を開催

- ・ 「議員定数に関する意見交換会」の実施に向けたスケジュール等を確認

**第11回 令和7年6月9日（月） 議会運営委員会を開催**

- ・ 議論の参考とするための「議員の活動量調査」の結果を確認

**第12回 令和7年6月27日（金） 議会運営委員会を開催**

- ・ 定数に関する現時点での各会派の意見を聞いて意見交換
- ・ 「議員定数に関する意見交換会」について協議
- ・ 議論の参考とするための「近隣市議会の活動状況」「京都府内市町村の議員報酬の状況」の資料を確認

**第13回 令和7年7月10日（木） 議会運営委員会を開催**

- ・ 定数に関する現時点での各会派の意見を聞いて意見交換
- ・ 「議員定数に関する意見交換会」について協議

**第14回 令和7年7月12日（木） 議員定数に関する意見交換会（午前の部）を開催**

- ・ 市内の各界各層の団体から推薦された市民7人と議員定数について意見交換

**第15回 令和7年7月12日（木） 議員定数に関する意見交換会（午後の部）を開催**

- ・ 市内の各界各層の団体から推薦された市民8人と議員定数について意見交換

**第16回 令和7年7月22日（木） 議会運営委員会を開催**

- ・ 「議員定数に関する意見交換会」を踏まえて、今後、調査・議論すべきことについて意見交換
- ・ 舞鶴市特別職報酬等審議会に提供する資料について協議、決定

**第17回 令和7年8月4日（月） 議会運営委員会を開催**

- ・ 「議員定数に関する意見交換会」の報告書を確認し、意見交換
- ・ 定数に関する現時点での各会派の意見を聞いて意見交換
- ・ 報酬に関する現時点での各会派の意見を聞いて意見交換

**第18回 令和7年8月19日（火） 議会運営委員会を開催**

- ・ 定数の議論のために実施しておくべきこと等について協議し、議員全員による意見交換の場を設けることを決定

**第19回 令和7年10月21日（火） 議会運営委員会を開催**

- ・ 舞鶴市特別職報酬等審議会の答申を踏まえた報酬に関する現時点での各会派の意見を聞いて意見交換
- ・ 定数及び報酬の議論のスケジュールについて協議

**第20回 令和7年11月4日（火） 議会運営委員会を開催**

- ・ 定数及び報酬について意見交換
- ・ 定数及び報酬について議員全員で意見交換を行うために議員協議会を開催することを決定

**第21回 令和7年11月11日（火） 議員協議会を開催**

- ・ 定数及び報酬について全議員が自身の考えを述べて意見交換

**第22回 令和7年11月18日（火） 議会運営委員会を開催**

- ・ 定数及び報酬について意見交換
- ・ 議員定数について、これまでの議論を踏まえて、1人減の24人とすることに合意できないか、委員長から提案

**第23回 令和7年12月3日（水） 議会運営委員会を開催**

- ・ 定数を24人とすることに合意できないか意見交換し、合意に至らなかったため、議会運営委員会における議論を終了し、議員提案による定数条例の改正案を提出することを確認
- ・ 定数を削減することを前提に、報酬を上げる方向性の意見が多く、現時点で結論が出せないため、議論を継続することを確認

**第24回 令和7年12月22日（月） 議会運営委員会を開催**

- ・ 議員提案による定数条例改正案2件（定数を24人とする案と22人とする案）の審査方法について協議、決定

**第25回 令和7年12月24日（水） 本会議（令和7年12月定例会第5日）を開催**

- ・ 議員提案による定数条例改正案2件について審議し、定数を24人とする案を賛成多数で可決

**第26回 令和8年1月4日（水） 議会運営委員会を開催**

- ・ 議員報酬に関する議論の進め方について、各会派で協議するよう依頼

**第27回 令和8年2月3日（火） 議会運営委員会を開催**

- ・ 議員報酬に関する議論の進め方について、各会派の意見をもとに議論し、スケジュールも含めた進め方の方向性を確認

**第28回 令和8年2月17日（火） 議会運営委員会を開催**

- ・ 舞鶴市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、再度意見を聴くことの是非などについて協議

**第29回 令和8年3月3日（火） 議会運営委員会を開催**

- ・ 議員報酬の議論の参考とするための資料として、物価上昇の状況と報酬を増額する場合の試算に関する資料を提示し、各会派において議論を深めるよう依頼

**第30回 令和8年4月6日（月） 議会運営委員会を開催**

- ・ 次回の委員会において議員報酬に関する会派意見が述べられるように、会派内で議論しておくよう依頼

**第31回 令和8年4月21日（火） 議会運営委員会を開催**

- ・ 会派意見をもとに議員報酬の増額の是非や改定時期などについて議論し、今期の結論としては「現状維持」とすることを決定

**第32回 令和8年5月8日（金） 議会運営委員会を開催**

- ・ 議員定数及び議員報酬の検討経過と結果として公表する内容について協議、決定